

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>別添 2（令和 6 年度自然を活用した解決策（NbS）検討調査業務仕様書）について、「3. 業務の内容 >（1）NbSに関する国内外の動向及び個別事例に関する情報収集・整理」における「さらに、（II）で整理したNbSに該当する取組を中心に個別事例を環境省担当官と事前に協議した上で10件程度選定し、現地での調査及びヒアリング（全体で3回程度、各1日程度を想定）を行い」については、以下のいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回（3日）程度で10件程度の事例を調査・ヒアリングを実施。すなわち、1日あたり3～4件程度の事例を調査・ヒアリングを実施 ・10件程度の個別事例それぞれについて、3回（3日）程度の調査・ヒアリングを実施。すなわち、合計で30回（30日）程度の調査・ヒアリングを実施 	<p>現地での調査及びヒアリングについては、合計で3回程度を想定しています。1回あたり何件の事例調査が可能かは、業務の打ち合わせの中で調整させていただきます。</p>
2	<p>別添 3（令和 6 年度自然を活用した解決策（NbS）検討調査業務に関する提案書作成・審査要領）について、「I 提案書作成要領 > 1. 提案書の構成及び作成方法 > 8 企業等の賃上げの実施」における「従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写し」については、以下の条件で認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社の事業年度で令和5年度(23年度)から令和6年度(24年度)の比較 <p>であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行役員及び管理監督者を除き、且つ、比較対象期間の全期間において継続して雇用している従業員を対象とすること ・対象の賃金を月例給(基本給+みなし時間に相当する手当)のみとすること 	<p>いずれの条件についても、提案書作成・審査要領に示す基準と同等なものであると認めることができます。</p>